

## 茨木市予防接種事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき実施する予防接種であって、A類疾病に係るもの（以下「予防接種」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(予防接種の内容)

第2 予防接種を行う疾病は、予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病とする。

(対象者)

第3 予防接種の対象者は、予防接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及び本市に居住する者で市長が特に必要と認めたもののうち、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザ及び肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）を除く。）ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（同条第2項の規定により法第5条第1項の政令で定める者とされた者を含む。）とする。

(接種料)

第4 予防接種の接種料は、無料とする。

(実施方法)

第5 予防接種の実施方法は、市長の要望に応じて予防接種の実施に協力することを承諾した医師により行う個別接種及び集団接種とする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。